

大阪市旭区告示第54号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和8年9月3日

大阪市旭区長 福岡 弘 高

本籍	不詳
住所	不詳
氏名	不詳
年齢・性別	推定20歳～40歳・男性
人相・特徴	身長約165センチメートル
着衣	黒色半袖肌着、灰色長袖シャツ、黒色ボクサーパンツ
遺留金品	なし
発見日時・場所	令和8年5月5日 午後6時00分 大阪市旭区太子橋三丁目2番8号社会福祉法人明徳園太子橋保育園から図測270メートル北西の淀川水中内
死亡日時・場所	令和8年5月2日 午前0時00分・不詳
死因	溺水による窒息
処置	検視の上、小林斎場にて火葬に付す
心当たりの方は、当区役所生活保護業務主管課まで申し出ください。	

（旭区役所生活支援課）

（令和8年9月3日掲示済）